

平成29年度第1回臨時庁議提案 **審議**・報告・その他
 提出日：平成29年11月28日
 担当部・課：福祉部 子ども保育課〔内線2522〕
 教育委員会教育総務課〔内線5011〕

① 件名	
公立幼稚園、保育所及びこども園の再編について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 保育所利用希望者の増加傾向、今後見込まれる少子化の進行、民間保育事業者の参入など、ここ数年、市内の保育所を取り巻く環境と保育の需給関係に変化が見られる。 また、公立保育所の中には、昭和30年代、40年代に設置した施設もあり、老朽化が進み、修繕を必要とする箇所が年々増加する状況にある。 こうした変化や状況を踏まえ、公立幼稚園、保育所及びこども園（以下「公立施設」と表記）の更新、統合、廃止等、民間事業者の誘致を計画的に進める必要がある。</p> <p>【目的】 公立施設の役割、民間保育事業者の誘致、再編対象となる公立施設の基準や再編の具体策を定め、必要かつ十分な保育供給量を確保しつつ、効果的な施設の統廃合と人的資源の集約を目的とする。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 特になし。</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第1章 とともに創る協働のまち 第4節 安定した行財政運営を構築する 1 持続可能な行財政を推進する 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する</p> <p>【〔個別計画との整合性〕】 ・石巻市公共施設等総合管理計画（平成28年3月） ・石巻市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月） 第3部 子ども・子育て支援事業計画 第1章 教育・保育施設の充実</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成28年12月20日	平成28年度第18回庁議（公立幼稚園及び保育施設の再編計画庁内検討会議の設置について）
平成29年 1月20日	石巻市公立幼稚園・保育施設再編計画検討会議設置要綱制定
1月31日	第1回公立幼稚園・保育施設再編計画検討会議
3月～	
10月	検討部会会議（石巻・牡鹿地区、河北・雄勝・北上地区、河南・桃生地区 計6回）
8月28日	第2回公立幼稚園・保育施設再編計画検討会議
8月30日	平成29年度第1回石巻市子ども・子育て会議の意見聴取
10月24日	第3回公立幼稚園・保育施設再編計画検討会議
10月26日	平成29年度第2回石巻市子ども・子育て会議の意見聴取
※公立幼稚園・保育施設再編計画検討会議は、民間保育所等関係者がオブザーバーとして参加	
※子ども・子育て会議は、民間有識者、民間幼稚園・保育所の関係者、公募委員等で構成	

⑤ 主な内容

平成30年度以降の5か年の公立施設の再編について、方向性を示す。
 なお、公立施設の再編を検討するに当たっての前提条件と基本的な視点は以下のとおり。

1 前提条件

少子化傾向にあることから、児童数の減少が見込まれるが、ここ数年の利用申込みの増（待機児童の発生）を踏まえ、定員総数は当分の間、現状程度以上を確保する。また、待機児童解消に必要な定員も確保する。

2 基本的な視点

- 老朽化施設（耐用年数超過施設）への対応
 - ・老朽化施設を中心に統廃合を進める。
- 民間事業者の誘致（民間活用）
 - ・廃止する公立施設の代替機能・代替定員を民間活用で確保する。
- 公立施設の役割（機能強化）
 - ・再編により、公立施設数・定員は減少することから、通常保育に従事していた保育士を障害児保育、子育て支援等の多様なニーズ対応に振り向ける。
 - ・廃止施設の定員及び機能（乳児保育、障害児保育）のうち、障害児保育は他の公立保育所での拡充を図ることで質及び量を確保し、定員や乳児保育は誘致する民間保育所で代替定員及び機能の確保を図る。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

○保育の需給関係に即した公立施設の再編及び民間事業者の誘致を計画的に行うことができる。

施設・事業種別	平成30年3月	再編後	増減	摘要
公立幼稚園	4	1	▲3	・休園施設を除く。 ・再編後の私立保育所数には、平成30年4月及び平成31年4月開所予定施設を含む。 ・私立保育所又は私立認定こども園のいずれかの誘致を計画する場合は、私立保育所に計上した。
公立保育所	25	13	▲12	
公立認定こども園	1	4	3	
公立施設小計	30	18	▲12	
私立幼稚園	7	6	▲1	
私立保育所	15	21	6	
私立認定こども園	0	2	2	
私立小規模保育事業	9	9	0	
私立施設小計	31	38	7	
合計	61	56	▲5	

- 公立保育所の運営に要する費用は、全て市が一般財源で負担し、私立保育所の委託料（運営費）は、国が定める基準により2分の1を国が、4分の1を県が、4分の1を市が負担する。（市保育料額が国基準額より低額なため、実際の当市負担は4分の1を超える。）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

気仙沼市児童福祉施設等再編整備計画（気仙沼市）（平成26年4月）
 大崎市公立保育施設民営化計画（大崎市）（平成28年3月）
 上記のほか、他市町村において、同種の計画を策定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年12月	公立幼稚園、保育所及びこども園の再編（案）についてパブリックコメント実施
平成30年 3月	公立幼稚園・保育所・こども園の再編計画の決定

⑨ その他